

## 1 福祉有償運送

福祉保健課では、「横浜市福祉有償移動サービス運営協議会」の事務局を担当しています。

### 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

- 運営協議会は、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価などの事項について、地域の関係者が集まり協議する場です。また、移動制約者に必要な輸送を確保し、地域福祉の向上に寄与するよう運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとされています。
- 運営協議会の構成は以下のとおりです。
  - ①有償移動サービスの利用者又はその関係者
  - ②ボランティア団体に所属する者
  - ③バス、タクシー等関係交通機関に所属する者
  - ④学識経験のある者
  - ⑤国土交通省地方運輸支局の職員
  - ⑥市内において、現に福祉有償移動サービスを行っているNPO等の団体に所属する者
  - ⑦公募の市民委員

### <参考>

#### 1 福祉有償運送とは

タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO、公益法人、社会福祉人公人が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいいます。

福祉有償運送を行おうとする場合は、運輸支局長の行う登録を受ける必要があり、登録の申請にあたっては、市町村等が主宰する「運営協議会」において福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価等について合意されていることが必要です。

#### 2 福祉有償運送の実施主体

NPO法人のほか、公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会

#### 3 福祉有償運送の旅客の範囲

次の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者及びその付添人

- ①身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ②介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ③介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ④その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他障害（発達障害、学習障害を含む）を有する者

## 2 外出支援サービス事業

### 事業概要

一般の交通機関を利用しての外出が困難な要支援以上の在宅高齢者に対し、専用車両により利用者の居宅と医療機関や福祉施設等との間を送迎するサービスを提供することにより、高齢者の保健福祉の向上を図ります。

### (1) 対象者

市内に在住するおおむね 65 歳以上で、要支援 1 以上に認定された人のうち、加齢に伴う身体機能の低下や病気などにより、一般の交通機関を利用することが困難な在宅高齢者

### (2) 利用目的

医療機関、福祉施設・団体でのサービス利用、行政機関での手続（原則として横浜市内）

### (3) 実施方法

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会に委託し、各区社協が運行

### (4) 利用者負担

当初 2 k m まで 300 円、以降 1 k m ごとに 120 円を加算

### (5) 利用回数

週 1 回程度

### (6) 利用実績等（平成 24 年度）

実施回数 22,718 回 車両台数 54 台

### (7) その他

- ・本事業は、各区社協が福祉有償移動サービス登録団体として実施しています。
- ・市の事業として難病患者向けの移送サービス、及び区社協の独自事業としての障害者等への移送サービスを同車両を使用して行っています。



### 3 敬老特別乗車証交付事業（敬老パス交付事業）

#### ■ 敬老バス交付事業

(2) 高齢者保健福祉の推進

## 敬老パスとは？



### 年間フリーパス券

- ・市内路線バス(各社共通)、市営地下鉄、金沢シーサイドラインをご利用いただけます。
- ・70歳以上の市民の方で、ご希望される方に交付しています。

現在約34万人が  
ご利用中です！

社会参加の支  
援などが目的で  
す。



～お手続きは、お住まいの区役所へ～

交付に際しては、所得に応じた利用者負担のお支払いをお願いしています。

51

高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付しています。このパスを提示すると、市内の路線バス（各社共通）・市営地下鉄・金沢シーサイドラインを無料で利用することができます。

パスの対象となるのは、70歳以上の交付を希望する市民の方で、交付の際には所得に応じた利用者負担金の支払いをお願いしています。

敬老パスは、利用者・交通事業者・横浜市の3者で支えあう仕組みになっています。

特に、制度の趣旨を交通事業者に理解をいただくことで、福祉の制度への協力として特別な料金設定となっています。

利用者は、敬老パスを利用するにあたって、負担金を横浜市へ支払います。横浜市は、利用者からの負担金と市税を合わせて、運送協定に基づく事業費を交通事業者へ支払います。つまり、交通事業者への支払いである事業費は、利用者負担と市税負担の合計で賄っています。

この支払いを受けて、交通事業者は協定書に基づき、敬老パス所持者に「無料で利用できる」サービスを提供しています。

#### <利用者負担額>

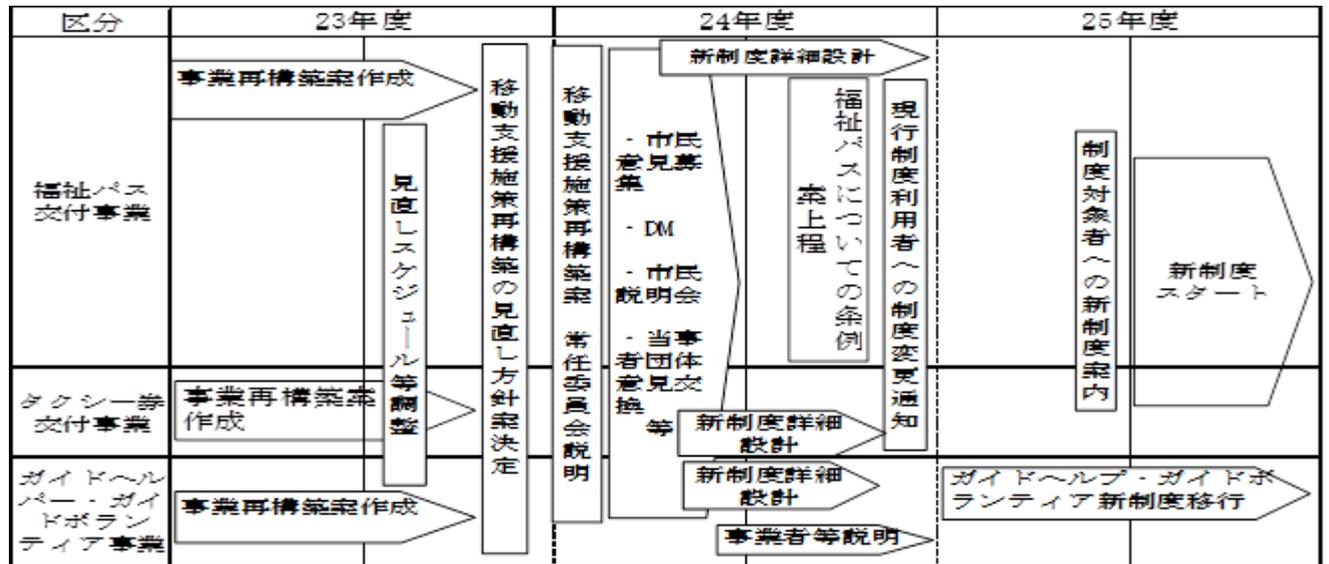
※無料区分該当には、一定の要件があります。

所得等による交付者の区分		負担額(年額)
身体障害者、老齢福祉年金受給者等(※)		無 料
世帯全員が市民税非課税の世帯の方		3,200円
上記区分以外で、ご本人が市民税非課税の方		4,000円
市民税課税で合計所得金額が150万円未満の方		7,000円
"	150万円以上250万円未満の方	8,000円
"	250万円以上500万円未満の方	9,000円
"	500万円以上700万円未満の方	10,000円
"	700万円以上の方	20,500円

#### 4 移動支援施策の再構築

障害者の移動支援施策について、各事業の「サービスの拡充」と「コスト削減」の仕組みを導入し、再構築を行うことを目指して施策の見直しを行っています。これは、移動支援施策全体を、必要な方に必要なサービスが届くよう施策の充実を図る一方で、市費負担増の抑制策を講じ、安定的な制度の構築を目指すものです。

##### ◎検討・実施スケジュール



◎ 24年度健康福祉局障害福祉課所管 移動支援施策抜粋

区分	事業名	事業概要	指標 (23年度実績)
給付系	福祉特別乗車券 (福祉バス)	市内バス、地下鉄等の無料バスを交付し、障害者の社会参加を促進する。	(H23.9末時点) 交付者数; 49,535人
	在宅重度障害者タクシー利用券助成	在宅の重度障害者に対し、タクシー利用券を交付することにより、社会参加を促進する。	交付者数; 20,372人 月平均利用枚数; 3枚
	ハンディキャブ	車イスを常用する重度障害者のために、リフト付小型車両の運行・貸出等を行う。	登録者数; 489人 運行回数; 5586件
人的系	ガイドヘルパー (移動介護)	単独では外出が困難な重度障害者の外出時のガイドヘルパー付添い支援を行う。	月平均利用者数; 3,770人 総利用時間; 627,126時間
	ガイドボランティア	重度視覚・全身性障害、知的・精神障害児・者等の外出時のガイドボランティアが付添い支援を行う。	利用件数; 42,354件 ボランティア登録者数; 1,001人
	移動情報センター運営等事業	移動に関する情報一元化と窓口設置。25年度末9区で開設。	(24年度); 6区 (既存) 港北、神奈川、緑 (新規) 中、旭、戸塚
	タクシー事業者福祉車両導入促進事業 (UDタクシー)	タクシー事業者に対して、ユニバーサルデザインタクシーの導入費用の一部を助成。	(24年度) 助成額; @12万円×59台